

## 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通運行業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通運行業務委託」の受託候補者を指名型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

### 1 業務名

飯塚市地区内輸送コミュニティ交通運行業務 委託

### 2 業務の目的

本業務は、地域住民とりわけ生活交通弱者（高齢者や交通空白地居住者等）に対し、買物や通院などの交通手段を確保することにより、日常生活が維持できる環境を確保することを目的に行うものである。

### 3 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

### 4 業務内容等

運行区域ごとに以下のとおりとする。

- (1)別紙1：「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（颯田・鯉田・幸袋地区）運行業務委託仕様書」
- (2)別紙2：「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（飯塚東・庄内地区）運行業務委託仕様書」
- (3)別紙3：「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（鎮西・二瀬地区）運行業務委託仕様書」
- (4)別紙4：「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（穂波・菰田地区）運行業務委託仕様書」
- (5)別紙5：「飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（筑穂地区）運行業務委託仕様書」

### 5 見積限度額（令和7年度分）（消費税及び地方消費税を除く）

- |  |              |
|--|--------------|
| (1) 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（颯田・鯉田・幸袋地区）運行業務委託 | 18,167,000 円 |
| (2) 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（飯塚東・庄内地区）運行業務委託   | 14,954,000 円 |
| (3) 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（鎮西・二瀬地区）運行業務委託    | 24,395,000 円 |
| (4) 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（穂波・菰田地区）運行業務委託    | 20,026,000 円 |
| (5) 飯塚市地区内輸送コミュニティ交通（筑穂地区）運行業務委託       | 25,228,000 円 |

※業務委託の履行期間は令和7年度から9年度までの3年間とし、協定書を締結する。運行業務委託契約は年度毎に締結のため、今回の見積金額は令和7年度の1年分のみとし、その見積金額を令和7年度の委託料とする。なお、令和8年度及び9年度の委託料については、仕様書記載のとおりとする。

## 6 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (3) 飯塚市内にタクシー事業の営業所等を有していること。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日までに運行車両（10 人乗り以下のワゴンタイプの車両等）を確保することができること。
- (5) 国税、都道府県税、市税に滞納がないこと。
- (6) 飯塚市物品・役務有資格者名簿に登録されている運送・旅行業務業者であること。
- (7) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

## 7 事業者の指名

- (1) 事業者の指名は、各事業者へ FAX 及びメールにて通知する。
- (2) 本プロポーザルへの参加を希望される場合は、令和 7 年 1 月 27 日（月）までに本実施要領 11 に記載する書類を提出すること。

## 8 スケジュール

指名通知及び実施要領配布	令和 6 年 12 月 25 日（水）
辞退届提出期限	令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時まで
質問の提出期限	令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 4 時まで
質問の回答期限	令和 7 年 1 月 17 日（金）
参加表明書及び企画提案書等の提出期限	令和 7 年 1 月 22 日（水）午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 1 月 28 日（火）
審査結果通知	令和 7 年 1 月末

※なお、日程については変更する場合がある。

## 9 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届（様式6）により行うものとする。

辞退届提出期限 令和7年1月9日（木）午後4時まで（必着）

## 10 質問の受付及び回答

### （1）質問の受付

①受付期限 令和7年1月9日（木）午後4時まで（必着）

②提出方法 質問書（様式7）により、電子メールにて本要領11（6）記載の担当部局のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

### （2）質問に対する回答

期限までに受け付けたすべての質問について、質問者名を伏せて令和7年1月17日（金）までに全ての参加者に電子メールで回答する。

## 11 提案書類等の受付

### （1）提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社概要票（様式2）

③業務実績調書（様式3）

④損害賠償責任保険等の加入状況（様式4）

⑤見積書（様式5）

⑥提案書（様式は任意）※本実施要領「12 提案書の記載内容」の記載順（(1)～(4)）のとおり提案書を作成すること。

※提案書はA4サイズ、文字の大きさは11ポイント以上、総頁数は15頁以内とし、長辺綴じとすること。また、提案書については、会社名等を明記せずに作成すること。（提案書内に会社名が確認された場合は、減点の対象となります。）

※各様式については、事務局より各事業者へメールにて送付する。ただし、紙面での提供を希望する参加者に対しては、事務局で配布する。

※様式の定めのない書類については、様式を任意とする。

### （2）提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

ただし①、②は正本1部のみの提出とする。

※正本1部にのみ社名を記載し、代表者印を押印すること。

副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

### （3）提出先

飯塚市 市民協働部 地域公共交通対策課

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

### （4）提出方法

担当部局へ直接持参又は書留郵便によること。

(5) 提出期限

令和7年1月22日(水)午後4時まで(直接持参の場合、書留郵便の場合ともに必着)

(6) 担当部局

飯塚市 市民協働部 地域公共交通対策課 担当 田中

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

E-mail : [chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp](mailto:chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp)

電話 : 0948-96-8450 (直通)

FAX : 0948-22-5526

12 提案書の記載内容

(1) 運行の実績・実施について

- ①区域運行(本市の予約乗合タクシー)の運行実績、予約方法を含む利用方法に関する制度設計や運用方法の理解
- ②路線定期運行(本市のエリアワゴン・路線ワゴン)の運行実績、運行系統の運行経路・ダイヤ及び路線定期運行业務(乗務)の理解
- ③路線定期運行(エリアワゴン)満車時の対応体制(運行支援に対する考え、車両対応方法)
- ④運行を希望する地域の道路状況や各種施設配置等の状況把握(当該地域での運行、営業経験を含む)
- ⑤本業務の履行準備(令和7年3月末までの車両確保や運行経路確認等の実施予定)

(2) 運行の安全性について

- ①安全運行のための装備等(使用予定車両のドライブレコーダー等の装備)
- ②使用予定車両の年式
- ③運輸安全マネジメント制度の活用について(安全管理規定、安全管理体制や方針等)  
※マニュアルや規定が書面である場合は別途提出すること。
- ④運行管理体制(運行マニュアル、運行管理者や運行管理補助者の組織体制、及び常勤・非常勤人数)  
※マニュアルや規定が書面である場合は別途提出すること。
- ⑤運転者・代理者の選任・確保計画(常勤・非常勤、人数)

(3) 利用者の利便性について

- ①バリアフリーへの対応〔車両の乗降口の手すり、踏み台(自動・手動)の有無〕
- ②-1乗務員への教育体制〔接遇研修(合理的配慮含む)の実施・計画〕
- ②-2乗務員への教育体制(市の受託業務実施に係る責務等の研修の実施・計画)
- ③利用者からの苦情等への対応体制(再発防止の取り組み)
- ④個人情報保護に対する具体的な取り組み(マニュアル、研修実施・計画)  
※マニュアルや規定が書面である場合は別途提出すること。

(4) 緊急時の対応等について

- ①事故時の損害賠償能力
- ②積雪、大雨発生時等の緊急対応(状況把握方法、対応体制)
- ③車両故障時の代車手配(車種、予備車両の確保・手配状況)

### 13 審査方法

- (1) 審査は、飯塚市コミュニティ交通業務受託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）（5名）において、実施する。なお、審査において、提案者名は伏せて審査を行うものとする。
- (2) 提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において採点基準に基づき採点し、順位を決定する。点数の同じ者が2者以上あるときは、審査基準「運行の実績・実施について」の得点が最も高い者を選定する。プレゼンテーションの時間は1者につき15分以内とし、10分以内の質疑応答時間を設ける。
- (3) 実施日 令和7年1月28日（火） ※時間及び場所については、別途通知する。
- (4) 評価項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は失格とする。
- (5) プレゼンテーション中に会社名等を推測させるような行為を行った場合は減点（-10点）とする。  
※プレゼンテーションで機材等を使用する場合は、各自で準備すること。

### 14 審査基準及び配点

No.	審査基準	配点
①	価格評価について	20
②	運行の実績・実施について	55
③	運行の安全性について	30
④	利用者の利便性について	30
⑤	緊急時の対応等について	15
合 計		150

### 15 失格条項

参加者又は参加者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 本実施要領6に記載する参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (4) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載された場合。
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。
- (7) 本実施要領5に記載する見積限度額を超える見積金額で提案された場合。
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成19年告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合。

### 16 運行区域ごとの受託候補者の決定及び審査結果の公表

審査評点により順位をつけ、上位者より運行区域の希望順位に従い決定する。続いて、順次、上位の者から同様に運行区域を決定し、最後に、第5位の者について決定する。

なお、参加者が5者未満の場合や1巡目選定後に未選定地区がある場合には、再度、第1位の者から順次、受託未決定の運行区域の受託者として決定する。ただし、2巡目の運行区域選

定以降の受託については辞退することも可能とする。

審査の結果については、市ホームページに以下の内容を公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点（名称等は非公表とする。）

#### 17 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

受託候補者が、契約を辞退した又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、辞退した路線について、審査評点により順位づけられた第1位の者から「16 運行区域ごとの受託候補者の決定」に準じて再度受託候補者を決定し、契約の手続きを行うものとする。

#### 18 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、受託候補者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の了解なく公表してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は全て参加者の負担とする。